



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月31日(金曜日)号外 第27号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 1	

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 改正の理由及び主な内容  
地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

### 条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第26号

##### 宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)	(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)
第38条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。ただし、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の6第2項又は法附則第11条の4第5項若しくは第7項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限までに、これを知事に提出しなければならない。	第38条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。ただし、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の6第2項又は法附則第11条の4第3項若しくは第5項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限までに、これを知事に提出しなければならない。
(1)~(5) [略]	(1)~(5) [略]
2~6 [略]	2~6 [略]
附 則	附 則
(不動産取得税の税率の特例)	(不動産取得税の税率の特例)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項から第3項まで、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中	2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項から第3項まで、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第2項若しくは第4項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」

「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)」とする。

(宅地建物取引業者に係る不動産取得税の徴収猶予)

第10条の2 法附則第11条の4第5項又は第7項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2 第42条及び第42条の2の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し及び当該不動産取得税の充当について準用する。この場合において、第42条中「第73条の25第1項」とあるのは「第73条の25第1項(法附則第11条の4第5項又は第7項において読み替えて準用する場合を含む。)」と、同条第1号中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは、「第73条の27の7第1項又は法附則第11条の4第4項若しくは第6項」と、第42条の2中「第73条の27の6第3項において準用する場合」とあるのは「第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において読み替えて準用する場合」と読み替えるものとする。

(種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。))附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成22年3月31日までに最初の法第147条

とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項で定める場合においては、4年)」とする。

(宅地建物取引業者に係る不動産取得税の徴収猶予)

第10条の2 法附則第11条の4第3項又は第5項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなければならない。ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2 第42条及び第42条の2の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し及び当該不動産取得税の充当について準用する。この場合において、第42条中「第73条の25第1項」とあるのは「第73条の25第1項(法附則第11条の4第3項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)」と、同条第1号中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは、「第73条の27の7第1項又は法附則第11条の4第2項若しくは第4項」と、第42条の2中「第73条の27の6第3項において準用する場合」とあるのは「第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第3項及び第5項において読み替えて準用する場合」と読み替えるものとする。

(種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。))附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成25年3月31日までに最初の法第147条

第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車（第5項第3号において「充電機能付電力併用自動車」という。）

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成21年軽油

第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

軽中量車基準」という。)に適合する乗用車				
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
別表第 2 (その 1) 乗用車の項	営業用		7,500	2,000
			8,500	2,500
			9,500	2,500
			13,800	3,500
			15,700	4,000
			17,900	4,500
			20,500	5,500
			23,600	6,000
			27,200	7,000
			40,700	10,500
		7,500	2,000	
	自家用		25,000	6,500
			30,500	8,000
			36,000	9,000
			43,500	11,000
			50,000	12,500
			57,000	14,500
			65,500	16,500
			75,500	19,000
			87,000	22,000
		110,000	27,500	
別表第 2 (その 1) トラックの最大積載 量が 1 トン以下のも の項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	2,000
			9,000	2,500
			12,000	3,000
			15,000	4,000
			18,500	5,000
			22,000	5,500
			25,500	6,500
			29,500	7,500
			4,700	1,200
			7,500	2,000
	自家用		15,100	4,000
			8,000	2,000
			11,500	3,000
			16,000	4,000
			20,500	5,500
			25,500	6,500
			30,000	7,500
			35,000	9,000
			40,500	10,500
			6,300	1,600
別表第 2 (その 1) トラックの電気自動 車のうち、最大乗車 定員が 4 人以上で乗 用車に準ずるもの の項	営業用		9,700	2,500
	自家用		13,100	3,500
別表第 2 (その 1) 特種用途車 <small>きょう</small> の霊柩車	営業用		12,100	3,500
			6,000	1,500

の項からトラックに 類するものの普通自 動車に属するけん引 車の項まで		6,800	2,000	
		7,600	2,000	
		11,000	3,000	
		12,500	3,500	
		14,300	4,000	
		16,400	4,500	
		18,800	5,000	
		21,700	5,500	
		32,500	8,500	
		24,200	6,500	
		25,200	6,500	
		26,300	7,000	
		12,400	3,500	
		13,400	3,500	
		14,500	4,000	
		7,500	2,000	
		17,900	4,500	
		18,900	5,000	
		20,000	5,000	
		21,000	5,500	
		22,100	6,000	
		23,100	6,000	
		24,200	6,500	
		25,200	6,500	
		1,100	300	
		7,500	2,000	
		15,100	4,000	
		自家用	16,400	4,500
			20,000	5,000
			24,400	6,500
			28,800	7,500
			34,800	9,000
			40,000	10,000
			45,600	11,500
			52,400	13,500
			60,400	15,500
			69,600	17,500
			88,000	22,000
			32,900	8,500
			34,300	9,000
			35,800	9,000
			16,800	4,500
		18,300	5,000	
		19,700	5,000	
		29,500	7,500	
		24,300	6,500	
		25,800	6,500	
		27,100	7,000	
		28,600	7,500	
		30,000	7,500	
		31,500	8,000	
		32,900	8,500	
		34,300	9,000	
		1,500	400	

			10,200	3,000
			20,600	5,500
別表第2(その1)	営業用		9,700	2,500
特種用途車の電気自動車のうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	3,500
別表第2(その1)	営業用		4,600	1,500
特種用途車の3輪車に類するものの小型自動車からその他の項まで			3,900	1,000
			24,200	6,500
	自家用		6,300	2,000
			5,300	1,500
			32,900	8,500
別表第2(その1)	営業用		4,500	1,500
3輪車の項			3,900	1,000
	自家用		6,000	1,500
			5,300	1,500
別表第2(その2)	営業用	一般乗	12,000	3,000
バスの項		合用	14,500	4,000
			17,500	4,500
			20,000	5,000
			22,500	6,000
			25,500	6,500
			29,000	7,500
		その他	26,500	7,000
			32,000	8,000
			38,000	9,500
			44,000	11,000
			50,500	13,000
			57,000	14,500
			64,000	16,000
	自家用		33,000	8,500
			41,000	10,500
			49,000	12,500
			57,000	14,500
			65,500	16,500
			74,000	18,500
			83,000	21,000
別表第2(その2)	営業用	一般乗	18,900	5,000
特種用途車のバスに類するものの項		合用	20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500
		その他	21,200	5,500
			22,400	6,000
			23,600	6,000
			24,800	6,500
			25,900	6,500
			27,100	7,000
			28,200	7,500
	自家用		25,800	6,500

			27,100	7,000
			28,600	7,500
			30,000	7,500
			31,500	8,000
			32,900	8,500
			34,300	9,000
別表第4総排気量が 1リットル以下のも の項	営業用		3,700	1,000
	自家用		5,200	1,300
別表第4総排気量が 1リットルを超え1 .5リットル以下のも の項	営業用		4,700	1,200
	自家用		6,300	1,600
別表第4総排気量が 1.5リットルを超え るものの項	営業用		6,300	1,600
	自家用		8,000	2,000
別表第5バスの項			12,000	3,000
			14,500	4,000
			17,500	4,500
			20,000	5,000
			22,500	6,000
			25,500	6,500
			29,000	7,500
別表第5特種用途車 でバスに類するもの の項			18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）

に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1） 乗用車の項	営業用		7,500	4,000
			8,500	4,500
			9,500	5,000

			13,800	7,000
			15,700	8,000
			17,900	9,000
			20,500	10,500
			23,600	12,000
			27,200	14,000
			40,700	20,500
			7,500	4,000
	自家用		25,000	12,500
			30,500	15,500
			36,000	18,000
			43,500	22,000
			50,000	25,000
			57,000	28,500
			65,500	33,000
			75,500	38,000
			87,000	43,500
			110,000	55,000
			25,000	12,500
別表第 2 (その 1) トラックの最大積載 量が 1 トン以下のも の項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	3,500
			9,000	4,500
			12,000	6,000
			15,000	7,500
			18,500	9,500
			22,000	11,000
			25,500	13,000
			29,500	15,000
			4,700	2,400
			7,500	4,000
			15,100	8,000
	自家用		8,000	4,000
			11,500	6,000
			16,000	8,000
			20,500	10,500
			25,500	13,000
			30,000	15,000
			35,000	17,500
			40,500	20,500
			6,300	3,200
			10,200	5,500
			20,600	10,500
別表第 2 (その 1) トラックの電気自動 車のうち、最大乗車 定員が 4 人以上で乗 用車に準ずるもの の項	営業用		9,700	5,000
	自家用		13,100	7,000
別表第 2 (その 1) 特種用途車 <small>きょう</small> の靈 <small>きょう</small> 柩車 の項からトラックに 類するものの普通自 動車に属するけん引 車の項まで	営業用		12,100	6,500
			6,000	3,000
			6,800	3,500
			7,600	4,000
			11,000	5,500
			12,500	6,500
			14,300	7,500



			16,400	8,500
			18,800	9,500
			21,700	11,000
			32,500	16,500
			24,200	12,500
			25,200	13,000
			26,300	13,500
			12,400	6,500
			13,400	7,000
			14,500	7,500
			7,500	4,000
			17,900	9,000
			18,900	9,500
			20,000	10,000
			21,000	10,500
			22,100	11,500
			23,100	12,000
			24,200	12,500
			25,200	13,000
			1,100	600
			7,500	4,000
			15,100	8,000
	自家用		16,400	8,500
			20,000	10,000
			24,400	12,500
			28,800	14,500
			34,800	17,500
			40,000	20,000
			45,600	23,000
			52,400	26,500
			60,400	30,500
			69,600	35,000
			88,000	44,000
			32,900	16,500
			34,300	17,500
			35,800	18,000
			16,800	8,500
			18,300	9,500
			19,700	10,000
			29,500	15,000
			24,300	12,500
			25,800	13,000
			27,100	14,000
			28,600	14,500
			30,000	15,000
			31,500	16,000
			32,900	16,500
			34,300	17,500
			1,500	800
			10,200	5,500
			20,600	10,500
別表第2(その1)	営業用		9,700	5,000
特種用途車の電気自動車のうち、最大乗	自家用		13,100	7,000

車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項						
別表第2(その1)特種用途車の3輪車に類するものの小型自動車からその他の項まで	営業用		4,600	2,500		
			3,900	2,000		
			24,200	12,500		
	自家用		6,300	3,500		
			5,300	3,000		
		32,900	16,500			
別表第2(その1)3輪車の項	営業用		4,500	2,500		
			3,900	2,000		
	自家用		6,000	3,000		
			5,300	3,000		
別表第2(その2)バスの項	営業用	一般乗合用	12,000	6,000		
			14,500	7,500		
			17,500	9,000		
			20,000	10,000		
			22,500	11,500		
			25,500	13,000		
		29,000	14,500			
		その他	26,500	13,500		
			32,000	16,000		
			38,000	19,000		
	44,000		22,000			
	自家用		33,000	16,500		
			41,000	20,500		
			49,000	24,500		
			57,000	28,500		
			65,500	33,000		
			74,000	37,000		
			83,000	41,500		
		別表第2(その2)特種用途車のバスに類するものの項	営業用	一般乗合用	18,900	9,500
					20,000	10,000
21,000					10,500	
22,100	11,500					
23,100	12,000					
24,200	12,500					
25,200	13,000					
その他	21,200			11,000		
	22,400			11,500		
	23,600			12,000		
	24,800		12,500			
	25,900		13,000			
	27,100		14,000			
	28,200		14,500			
自家用			25,800	13,000		
			27,100	14,000		
			28,600	14,500		
			30,000	15,000		
		31,500	16,000			
		32,900	16,500			

			34,300	17,500
別表第4総排気量が 1リットル以下のも のの項	営業用		3,700	1,800
	自家用		5,200	2,600
別表第4総排気量が 1リットルを超え1 .5リットル以下のも のの項	営業用		4,700	2,300
	自家用		6,300	3,200
別表第4総排気量が 1.5リットルを超え るものの項	営業用		6,300	3,200
	自家用		8,000	4,000
別表第5バスの項			12,000	6,000
			14,500	7,500
			17,500	9,000
			20,000	10,000
			22,500	11,500
			25,500	13,000
別表第5特種用途車 でバスに類するもの の項			29,000	14,500
			18,900	9,500
			20,000	10,000
			21,000	10,500
			22,100	11,500
			23,100	12,000
		24,200	12,500	
		25,200	13,000	

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ。）に対する第61条の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び営業用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの
- (6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの

- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び営業用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの
- (6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1） 乗用車の項	営業用		7,500	2,000
			8,500	2,500
			9,500	2,500
			13,800	3,500
			15,700	4,000
			17,900	4,500
			20,500	5,500
			23,600	6,000
			27,200	7,000
			40,700	10,500
			7,500	2,000
		自家用		25,000
			30,500	8,000

			36,000	9,000
			43,500	11,000
			50,000	12,500
			57,000	14,500
			65,500	16,500
			75,500	19,000
			87,000	22,000
			110,000	27,500
			25,000	6,500
	別表第2(その1)	営業用	6,500	2,000
	トラックの最大積載		9,000	2,500
	量が1トン以下のも		12,000	3,000
	のの項から普通自動		15,000	4,000
	車に属するけん引車		18,500	5,000
	の項まで		22,000	5,500
			25,500	6,500
			29,500	7,500
			4,700	1,200
			7,500	2,000
			15,100	4,000
		自家用	8,000	2,000
			11,500	3,000
			16,000	4,000
			20,500	5,500
			25,500	6,500
			30,000	7,500
			35,000	9,000
			40,500	10,500
			6,300	1,600
			10,200	3,000
			20,600	5,500
	別表第2(その1)	営業用	9,700	2,500
	トラックの電気自動	自家用	13,100	3,500
	車のうち、最大乗車			
	定員が4人以上で乗			
	用車に準ずるもの			
	の項			
	別表第2(その1)	営業用	12,100	3,500
	特種用途車の <sup>きょう</sup> 霊柩車		6,000	1,500
	の項からトラックに		6,800	2,000
	類するものの普通自		7,600	2,000
	動車に属するけん引		11,000	3,000
	車の項まで		12,500	3,500
			14,300	4,000
			16,400	4,500
			18,800	5,000
			21,700	5,500
			32,500	8,500
			24,200	6,500
			25,200	6,500
			26,300	7,000
			12,400	3,500
			13,400	3,500
			14,500	4,000

			7,500	2,000
			17,900	4,500
			18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500
			1,100	300
			7,500	2,000
			15,100	4,000
		自家用	16,400	4,500
			20,000	5,000
			24,400	6,500
			28,800	7,500
			34,800	9,000
			40,000	10,000
			45,600	11,500
			52,400	13,500
			60,400	15,500
			69,600	17,500
			88,000	22,000
			32,900	8,500
			34,300	9,000
			35,800	9,000
			16,800	4,500
			18,300	5,000
			19,700	5,000
			29,500	7,500
			24,300	6,500
			25,800	6,500
			27,100	7,000
			28,600	7,500
			30,000	7,500
			31,500	8,000
			32,900	8,500
			34,300	9,000
			1,500	400
			10,200	3,000
			20,600	5,500
	別表第 2 (その 1)	営業用	9,700	2,500
	特種用途車の電気自動車のうち、最大乗車定員が 4 人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用	13,100	3,500
	別表第 2 (その 1)	営業用	4,600	1,500
	特種用途車の 3 輪車に類するものの小型		3,900	1,000
	自動車の項からその		24,200	6,500
	他の項まで	自家用	6,300	2,000
			5,300	1,500
			32,900	8,500
	別表第 2 (その 1)	営業用	4,500	1,500

	3輪車の項		3,900	1,000		
		自家用	6,000	1,500		
			5,300	1,500		
	別表第2(その2) バスの項	営業用	一般乗 合用	12,000	3,000	
				14,500	4,000	
				17,500	4,500	
				20,000	5,000	
				22,500	6,000	
				25,500	6,500	
				29,000	7,500	
			その他		26,500	7,000
					32,000	8,000
					38,000	9,500
					44,000	11,000
					50,500	13,000
					57,000	14,500
				64,000	16,000	
		自家用		33,000	8,500	
				41,000	10,500	
				49,000	12,500	
				57,000	14,500	
				65,500	16,500	
				74,000	18,500	
			83,000	21,000		
	別表第2(その2) 特種用途車のバスに 類するものの項	営業用	一般乗 合用	18,900	5,000	
				20,000	5,000	
				21,000	5,500	
				22,100	6,000	
				23,100	6,000	
				24,200	6,500	
				25,200	6,500	
			その他		21,200	5,500
					22,400	6,000
				23,600	6,000	
				24,800	6,500	
				25,900	6,500	
				27,100	7,000	
			28,200	7,500		
	自家用		25,800	6,500		
			27,100	7,000		
			28,600	7,500		
			30,000	7,500		
			31,500	8,000		
			32,900	8,500		
		34,300	9,000			
別表第4総排気量が 1リットル以下のも の項	営業用		3,700	1,000		
	自家用		5,200	1,300		
別表第4総排気量が 1リットルを超え1 .5リットル以下のも の項	営業用		4,700	1,200		
	自家用		6,300	1,600		
別表第4総排気量が 1.5リットルを超え	営業用		6,300	1,600		
	自家用		8,000	2,000		

るものの項				
別表第 5 バスの項			12,000	3,000
			14,500	4,000
			17,500	4,500
			20,000	5,000
			22,500	6,000
			25,500	6,500
			29,000	7,500
別表第 5 特種用途車でバスに類するものの項			18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項で定めるもの

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの

第1欄	第2欄	第3欄
別表第2（その1）乗用車の項	7,500	4,000
	8,500	4,500
	9,500	5,000
	13,800	7,000
	15,700	8,000
	17,900	9,000
	20,500	10,500
	23,600	12,000



	27,200	14,000
	40,700	20,500
別表第2(その1)特種用途車のキャ	6,000	3,000
ンピング車・放送宣伝車・事務室車の	6,800	3,500
項	7,600	4,000
	11,000	5,500
	12,500	6,500
	14,300	7,500
	16,400	8,500
	18,800	9,500
	21,700	11,000
	32,500	16,500

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(種別割に関する経過措置)

3 改正後の条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の種別割について適用し、令和4年度分までの種別割については、なお従前の例による。

